

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【公開番号】特開2016-194169(P2016-194169A)

【公開日】平成28年11月17日(2016.11.17)

【年通号数】公開・登録公報2016-064

【出願番号】特願2015-74658(P2015-74658)

【国際特許分類】

D 0 1 F 8/06 (2006.01)

【F I】

D 0 1 F 8/06

【手続補正書】

【提出日】平成29年12月27日(2017.12.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 3】

【特許文献1】特開2008-261070号公報

【特許文献2】特開2012-193483号公報

【特許文献3】特開平9-157960号公報

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 3 3

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 3】

本発明において、耐熱性について説明する。本発明の芯鞘型複合纖維は、185の乾熱処理で溶融・融着が発生しないものであることが好ましい。通常、製織、製編された生地は、プレセットやファイナルセット等の乾熱処理を行う必要がある。ポリエステル纖維やポリアミド纖維を用いた生地の場合、通常120～190で熱処理が行われる。その際に耐熱性が低い纖維を併用すると、乾熱処理時に纖維の融着・溶断が発生し、風合いの硬い生地や穴が開いた生地となってしまい、衣料用途や産業資材用途等に用いることができなくなる。この点から、185以上の耐熱性を有することが好ましい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 5 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 5 7】

【比較例1】

突起構造を持たない芯鞘口金を用いた以外は実施例1と同様の方法で芯鞘纖維を作製した。得られた芯鞘纖維は芯成分と鞘成分の界面で剥離がみられた。また、染色性評価においては色斑が発生したが、白化現象は生じなかった。撥水性評価で計測した接触角は136.9°と良好であった。耐摩擦性評価では毛羽立ちが発生した。得られた結果を表2に示す。